

報酬等

1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(a)「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人であります。

(b)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

(c)「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役職員の報酬等の決定について

当行の取締役の報酬の内容等を決定する機関として、指名・報酬等経営諮問委員会を設置しております。指名・報酬等経営諮問委員会は、委員の過半数を独立社外役員が占め、かつ、委員長は、独立社外取締役の中から選任することとしており、取締役が受ける報酬等の方針や取締役が受ける個人別の報酬等の額および内容を決定しております。なお、指名・報酬等経営諮問委員会は、取締役が受ける個人別の報酬等の額の権限について、株主総会の決議の範囲内において、かつ取締役報酬規程に定める役位に応じた支給上限額の範囲内において裁量を有しております。

なお、監査役の報酬については、株主総会の決議の範囲内において、かつ監査役報酬規程に定める支給上限額の範囲内において、会社法第387条第2項の定めに従い、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数(2020年4月～2021年3月)
指名・報酬等経営諮問委員会	2回

(注) 1. 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行にかかる対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。
2. 委員会の開催回数は、報酬にかかる開催回数を記載しております。

2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行では、取締役会で制定した「取締役報酬規程」において、取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持並びに、短期及び中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

具体的な体系、決定方法などの概要は次のとおりです。

取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」及び「業績連動型株式報酬」で構成します。なお、社外取締役の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。報酬区分ごとの方針等の概要は以下のとおりであります。

①「基本報酬」

- ・役位に応じた業務執行の役割と責任に対する「基本給」及び「その他加算部分」により構成し、個別の支給額は、「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額を上限として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
- ・基本報酬は毎月支給することとし、その支給日は「取締役報酬規程」に定めております。

②「賞与」

- ・株主に対する配当を実施した場合に限り、株主総会の承認を得て支給することとしております。

- ・株主総会に提案する支給総額は、指名・報酬等経営諮問委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。
- ・個別の支給額は、「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給割合を限度として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
- ・株主総会にて承認を頂いた場合、その年の7月に支給することとしております。

③「業績連動型株式報酬」

- ・当行では、業績連動報酬及び非金銭報酬として取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬制度を導入しており、その内容は以下のとおりであります。
- a 取締役の報酬と当行の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。
- b 当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に当行株式及び当行株式換価処分金相当額の金銭(以下、「当行株式等」という)の交付及び給付(以下、「交付等」という)が行われる制度です。
- c 当行は、取締役に對し、「役員報酬BIP信託に関する株式交付規程」に定める、役位に応じた株式報酬基準額・業績連動指標・業績連動係数に基づき算定された「固定ポイント」と「業績連動ポイント」を毎年原則6月に個人別に付与します。ただし、取締役に付与する1事業年度あたりのポイントの総数は600,000ポイントを上限としております。
- d 1ポイントは当行株式1株とし、取締役は原則退任時に、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等を受けます。その受益権確定日・交付時期等については「役員報酬BIP信託に関する株式交付規程」に定めております。
- e 株式報酬基準額は、役位や基本報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定することとしており、これら全体を考慮した取締役の報酬の水準については、指名・報酬等経営諮問委員会において、経営環境の変化や外部の客観的データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証することとしております。
- f 業績連動指標は、親会社株主に帰属する当期純利益(ウェイト50%)と当行単体の経常利益(ウェイト50%)であります。また、親会社株主に帰属する当期純利益を選択した理由は、当行の業績連動配当制度の指標としても採用している最も重要な指標と判断したためであり、当行単体の経常利益を選択した理由は、税制面など外部環境による業績への影響を受けない指標による補完が適切と判断したためであります。なお、当事業年度における業績連動指標の目標と実績は以下のとおりであります。

(単位: 百万円)

業績連動指標	目標	実績
親会社株主に帰属する当期純利益	8,300	9,422
経常利益(当行単体)	12,600	14,119

当行の指名・報酬等経営諮問委員会は、独立社外役員が過半数を占め、独立社外取締役が委員長を務めており、取締役会としても同委員会の決定を尊重し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役報酬については、独立性及び中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとし、個別の支給額は、監査役協議により決定します。

3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みとなっております。また、対象従業員等の報酬額の決定に当たっては、当グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みとなっております。

4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(2020年4月～2021年3月)は、連結・単体ともに以下のとおりです。

区分	人数	報酬等の総額(百万円)	報酬等の内訳							
			固定報酬の総額	基本報酬	株式報酬型ストック・オプション	変動報酬の総額	基本報酬	業績連動型株式報酬	賞与	退職慰労金
対象役員(除く社外役員)	10	341	269	269	—	72	—	72	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当行は、2010年6月24日をもって決議があったものとみなされる第154期定時株主総会終結の時をもって、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを、上記定時株主総会において決議いただいております。この決議に基づき、当事業年度末をもって辞任により退任した取締役1名に対し16百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、この金額は、上記報酬等には含んでおりません。

2. 株式報酬型ストック・オプションの権利行使時期は以下のとおりであります。なお、当該ストック・オプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退任時まで繰り延べることとしております。

	行使期間
株式会社北洋銀行 第1回新株予約権	2015年7月16日から2045年7月15日まで
株式会社北洋銀行 第2回新株予約権	2016年7月16日から2046年7月15日まで
株式会社北洋銀行 第3回新株予約権	2017年7月15日から2047年7月14日まで

5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

当行の概要

(2021年3月31日現在)

● 設立年月日	1917(大正6)年8月20日
● 本店所在地	札幌市中央区大通西3丁目7番地
● 資本金	1,211億円
● 店舗数	171店
● 従業員数	2,695名
● 上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部 札幌証券取引所
● 証券コード	8524

当行の主要な業務の内容

業務内容	
預金業務	預金 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金等を取り扱っております。
	譲渡性預金 譲渡可能な定期預金を取り扱っております。
貸出業務	貸付 手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。
	手形の割引 銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取り扱っております。
商品有価証券売買業務	国債等公共債の売買業務を行っております。
有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
内国為替業務	送金為替、振込および代金取立等を取り扱っております。
外国為替業務	輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。
社債受託および登録業務	担保附社債信託法による社債の受託業務、公社債の募集受託および登録に関する業務を行っております。
附帯業務	代理業務 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店および国債代理店業務 地方公共団体の公金取扱業務 勤労者退職金共済機構等の代理店業務 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 住宅金融支援機構等の代理貸付業務 信託代理店業務 損害保険代理店業務 生命保険代理店業務
	保護預かりおよび貸金庫業務
	有価証券の貸付
	債務の保証(支払承諾)
	公共債の引受
	国債等公共債・投資信託の窓口販売および金融商品仲介業務
	保険商品の窓口販売
	コマーシャル・ペーパー等の取り扱い
	クレジットカード業務
	確定拠出年金業務
	金利、通貨等のデリバティブ取引

発行済株式の総数

(2021年3月31日現在)

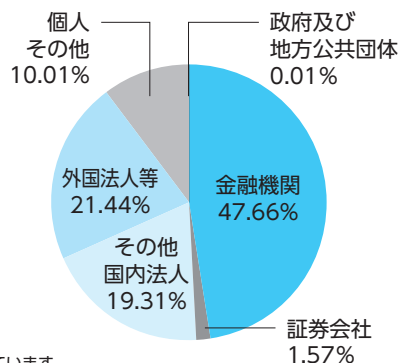
399,060,179株

株主数

(2021年3月31日現在)

13,843名

所有者別株主分布状況



(注) 自己株式を控除のうえ算出しています。

大株主一覧

●普通株式

(2021年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	持株比率(%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	30,954,500	7.94
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	30,954,000	7.94
北海道電力株式会社	札幌市中央区大通東1丁目2番地	23,247,000	5.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	19,705,500	5.05
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	19,457,600	4.99
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A.	17,198,845	4.41
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	13,412,000	3.44
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	11,132,000	2.85
北洋銀行職員持株会	札幌市中央区大通西3丁目7番地	7,750,820	1.98
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	7,378,600	1.89

(注) 1. 「持株比率」は、発行済株式の総数から自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

2. 当行は自己株式を9,461,389株保有していますが、上記大株主には含めていません。

金融ADR制度

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、金融機関の業務に関する紛争を解決するための裁判外紛争解決手続のことです。具体的には、訴訟に代わる、あっせん、調停、仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法で、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される制度です。銀行等金融機関は法律に基づき、紛争解決機関と契約しなければならず、利用者から紛争解決の申立を受けた紛争解決機関では、金融分野に知見を有する紛争解決委員が紛争解決にあたります。北洋銀行の契約する指定紛争解決機関は「一般社団法人全国銀行協会」です。

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行協会相談室〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
(全国銀行協会内)

0570-017109 または ☎ 03-5252-3772